

(第一類 第四号)

第七回國會 衆議院 司法委員會 會議錄 第六十四号

昭和二十三年十一月二十八日(金曜日)
午後三時二十五分開議

出席委員

委員長 松永 義雄君
委員 石川金次郎君 池谷 信一君
井伊 誠一君 安田 幹太君
榊原 千代君 中村 又一君
中村 俊夫君 花村 四郎君
山下 春江君 大島 多藏君
明禮輝三郎君

出席國務大臣

司法大臣 鈴木 義男君

出席政府委員

法制局長官 佐藤 達夫君
司法事務官 佐藤 藤佐君

委員外の出席者

專門調査員 村 教三君

十二月二十七日

副檢察事の任命資格の特例に関する法律案(内閣提出)(第一二四號)の審査を本委員會に付託された。

本日の會議に付した事件
最高法務廳設置法案(内閣提出)(第一〇七號)

議題

伊東警察署署長の職權濫用並びに住居侵入に對し公正なる司法權發動の請願(高橋英吉君外四名紹介)(第四五六號)

○松永委員長 會議を開きます。

日程を變更し請願を會議に付したいと存じますが、御異議ありませんか。

○松永委員長 御異議なしと認めま

す。それでは請願の審査にはいります。伊東警察署署長の職權濫用並びに住居侵入に對し、公正なる司法權發動の請願、文書表第四五六號を議題といたします。紹介議員の紹介、説明を願います。明禮輝三郎君。

加害者角ヶ谷敏郎は静岡縣警部で、同縣伊東警察署の署長の職にあつて、同署管轄區域内の司法警察、行政警察全般にわたる事務を統括處理し、かつ自己の部下として、加害者三枝寛司、同平野才市、同塚本繁及び同湯山貞治を指揮監督して、經濟違反の檢舉取締等、經濟防犯係の事務を處理して、同縣伊東警察署經濟防犯係主任の職にあつて、角ヶ谷署長の指揮監督のもとに、加害者平野才市、塚本繁及び湯山貞治に補佐せられながら、經濟違反の檢舉取締等の經濟防犯係主任の職務を擔任處理している者であります。加害者平野才市、同塚本繁、湯山貞治は、い

る工場との出入口の右側に「無斷出入を禁ず」と大きく書いたはり札がはつてあつたことに構わず、その出口から無斷かつ勝手な工場内に侵入して點檢搜查を始めたのであります。會社代表取締役役原信吉初め他の會社員は、三枝部長から何ことも語られていなく、たのだから、同部長らが捜査しようとしてゐる場所はどこか、押収しようとしてゐる物は何かについては、まったく知るよしもなくあつたのであります。三枝部長つづつてゐるのを見たところによると、三枝部長と平野巡查の二人は、工場内にはいつて、粉置場の袋入りの粉を調べたり、製パン所にあつた臺上、ブリキカンの中味を調べたり、戸棚を開けて見たりして、手當り次第に器物を點檢したのであつたが、結局押収すべき何物をも發見することができなかつた。それで今度は工場の西南隅の西側に隣接する會社員前島四郎の住宅に行つたのであつた。そのとき前島四郎は、座敷の中央で晝食をとつてゐたのであつたが、同入にもやはり挨拶した模様もなく、同入方臺所にあつた桶の中を調べたり、鍋釜の中を調べたり、やはり器物を手當り次第に取調べ、さらに押入の中まで調べ、残る隅々まで點檢搜查した。しかし結局押収すべき何物も發見できませんでした。それから三枝部長と平野巡查は、工場に引返してきて、會社の工具に命じて近所から臺秤を借りてつてこさせ、工場にあつたメリケン粉の重量を計つて、粉の現在量を調べ、會社

がお客から受取つた原料粉の總重量等を會社の帳簿によつて取調べた上、平野巡查から五十七貫三百二十匁は餘剰の粉と認めるから、警察から何分の命令があるまで、動かしてはならぬという命令が下された。すなわち三枝部長と平野巡查は、會社の所持していた粉の中から、五十七貫三百二十匁を、會社の承諾を得ず、また裁判官の令狀なくして押収したのであります。そうして、會社の事務室で終始監視の役目をしてゐた湯山巡查とともに引揚げて歸つたのであります。五月八日午前九時、伊東警察署經濟防犯係官に會社の代表取締役役原信吉を呼び出して、平野巡查は三枝部長、立會のもとに、原信吉の取調べを始めたのであります。が、この取調べをなすに至つた事情は、全然告げませんでした。ただ會社の事務員が違反をしたのだが、會社の代表者として責任上どう考えるかと聴きただしたにすぎなかつたのであります。それから會社には五十七貫三百二十匁の餘剰粉があるから、食糧管理にそれを供出しろと命じて、原信吉から委託者から預かつておるもので、會社の所有に歸するが否かは後日精算するまで判然しないという理由で、供出を拒絶されたにもかかわらず、これをしりぞけて食糧不足の際ゆえ食糧管理に供出しろと命じ、結局原信吉をして義務がないところの供出を承諾するのやむなきに至らしめたのであります。この結果、八日夕方静岡縣食糧管理團伊東出張所員は、伊東警察署の命令なりと

第一被害事實、被害者不二食品工業株式會社は、資本金十八萬圓で、本店と工場を静岡縣伊東市須美區元和田三百九十二番地にもつて、主たる營業種目は受託製麵包と受託粉食加工であります。會社の代表取締役は同市岡千百五十五番地原信吉であつて、同人が會社の營業と工場の管理を總括主宰してゐるのであります。なお代表取締役役原信吉のもとには、事務員として原一、長谷秋雄、工員前島四郎作、同、町田勝、この四名が働いております。

湯山巡查の三名は、昭和二十二年五月五日午前十一時ごろ、會社の事務室東出入口から、まづ突然にはいつてくるや否や、居合わせた會社代表取締役役原信吉や會社員に何らの挨拶もせず、何らの理由も話さず、裁判官の發した押収及び搜查の令狀も示さず、また右原信吉その他會社員に對して押収及び搜查に關する諸否を確めることもしないで、まづたく會社側の意思を無視して、湯山巡查は會社の事務室に居残つて監視の役を勤め、三枝部長と平野巡查は、事務室とその南側に隣接す

る工場との出入口の右側に「無斷出入を禁ず」と大きく書いたはり札がはつてあつたことに構わず、その出口から無斷かつ勝手な工場内に侵入して點檢搜查を始めたのであります。會社代表取締役役原信吉初め他の會社員は、三枝部長から何ことも語られていなく、たのだから、同部長らが捜査しようとしてゐる場所はどこか、押収しようとしてゐる物は何かについては、まったく知るよしもなくあつたのであります。三枝部長つづつてゐるのを見たところによると、三枝部長と平野巡查の二人は、工場内にはいつて、粉置場の袋入りの粉を調べたり、製パン所にあつた臺上、ブリキカンの中味を調べたり、戸棚を開けて見たりして、手當り次第に器物を點檢したのであつたが、結局押収すべき何物をも發見することができなかつた。それで今度は工場の西南隅の西側に隣接する會社員前島四郎の住宅に行つたのであつた。そのとき前島四郎は、座敷の中央で晝食をとつてゐたのであつたが、同入にもやはり挨拶した模様もなく、同入方臺所にあつた桶の中を調べたり、鍋釜の中を調べたり、やはり器物を手當り次第に取調べ、さらに押入の中まで調べ、残る隅々まで點檢搜查した。しかし結局押収すべき何物も發見できませんでした。それから三枝部長と平野巡查は、工場に引返してきて、會社の工具に命じて近所から臺秤を借りてつてこさせ、工場にあつたメリケン粉の重量を計つて、粉の現在量を調べ、會社

がお客から受取つた原料粉の總重量等を會社の帳簿によつて取調べた上、平野巡查から五十七貫三百二十匁は餘剰の粉と認めるから、警察から何分の命令があるまで、動かしてはならぬという命令が下された。すなわち三枝部長と平野巡查は、會社の所持していた粉の中から、五十七貫三百二十匁を、會社の承諾を得ず、また裁判官の令狀なくして押収したのであります。そうして、會社の事務室で終始監視の役目をしてゐた湯山巡查とともに引揚げて歸つたのであります。五月八日午前九時、伊東警察署經濟防犯係官に會社の代表取締役役原信吉を呼び出して、平野巡查は三枝部長、立會のもとに、原信吉の取調べを始めたのであります。が、この取調べをなすに至つた事情は、全然告げませんでした。ただ會社の事務員が違反をしたのだが、會社の代表者として責任上どう考えるかと聴きただしたにすぎなかつたのであります。それから會社には五十七貫三百二十匁の餘剰粉があるから、食糧管理にそれを供出しろと命じて、原信吉から委託者から預かつておるもので、會社の所有に歸するが否かは後日精算するまで判然しないという理由で、供出を拒絶されたにもかかわらず、これをしりぞけて食糧不足の際ゆえ食糧管理に供出しろと命じ、結局原信吉をして義務がないところの供出を承諾するのやむなきに至らしめたのであります。この結果、八日夕方静岡縣食糧管理團伊東出張所員は、伊東警察署の命令なりと

稱して、會社から五十七員三百二十枚の粉をもち去つたのであります。角ヶ谷署長は以上の五ないし七の實行に參加してはなかつたが、そのことを理由として責任を免れることはできないと考へる。といふのは、角ヶ谷署長は、その指揮監督する三枝部長、平野巡査及び湯山巡査をして、以上の五ないし七のことを實行したものであるからであります。なお押収捜査、押収物の處分など、犯罪捜査上重要處分は、いづれも監督官たる警察署長の決裁に基き行われるものであつて、部下の警察官の獨斷で行われることはないのである。従つて以上の五ないし七のこと

も、三枝部長等の監督官たる角ヶ谷署長の決裁ないし命令に基いて行われたものと考へざるを得ないのであります。角ヶ谷署長以下五名の警察官を告訴するに至つた事情、及びその經過。かういふことではこの事件は起つておるのであります。告訴したしたのであります。その告訴をして、どの程度取調べられておるかといふことが問題だといふことでもあります。要するに、この犯罪捜査押収といふのは、憲法の保障に基いてやらなければならぬのであるが、その適法なる手續をとらないでやつて、しかも物を押収して行つたといふことがいふのだ。それは警察側から言いますと、承諾のもとにやつたのだと言つておる。ところがこの諸願人の方から言いますと、その承諾は何もしないのだ、黙つて方々掻きまわして調べていつたのだからいけないのだといふことの上であります。要するに、この場合に一應了解を得て、かういふ手續を警察官がやられましたが、何らその點についての十分な

承諾もないのに、いわゆる今までやつておりました警察の慣習といふか、やり方がここに現れていたのではないかといふことでもあります。かような意味で、この警察の人を告訴してあるが、その告訴の取調べ經過、あるいはどういふ方法によつて後始末ができておるかといふことが伺へれば結構だと存するのであります。なおまたこれについて、今後の問題もございまして、將來これがまだ處分がしてないといふことでもあります。ならば、どういふふう處理されるかといふことを伺ひたいといふのが諸願の趣旨であります。

○佐藤(藤)政府委員 ただいま伊東警察署警察官吏の不法な處分行爲に對する諸願の御趣旨を拜承いたしましたのであります。また本省の方にこの事件について經過の報告がございませんで、詳細は存じませんが、ただいま拜承いたしましたところでも、もしさういふ不祥なことができたといひますれば、告訴もあることではあります。それから、現地の檢察廳において、慎重にこれを取扱うことと存じておるのであります。檢察廳の方で取調べた結果、事實が判明いたしますれば、その處分をする前に、必ず本省の方に打合せがあることになつておりますので、報告を受けましたならば、本省といたしまして、十分慎重な態度でこれを處理いたしたいと考へておるのであります。なおかような事件は、檢察廳の指揮命令のもとに行われたものではないだらうと思ひますが、今後警察官が檢察廳に連絡なく、かような犯罪捜査に名をかりて、不法行爲をいたすことのないように、十分に徹底するように注意

いたしたいと考へております。○安田委員 私は實質についてではあります。この際この諸願に關連いたしまして、一言いたしたいのであります。私はただいまの諸願の御趣旨を承りまして、これがはたして諸願に適合する事案であるかどうかといふことに疑問をもつておるものであります。國會に對してなされる諸願は、國會の何らかの處置を要するものが諸願でなければならぬと思ひます。ただいま承りますところによると、告訴に對しての檢察廳の處置がわからないから、その點についての政府の説明を求めるといふ御趣旨である。これは私は諸願に適しないものだと思ひます。かようなことを取立ててやかましう申し上げるのもいかにと思ひますが、もしかようなことが諸願として國會において取上げられるといふ慣例がつけられますならば、私は將來司法委員會において、何百、何千といふこれと同種の諸願がなされるといふことになるのじやないかと思ひます。本件についてとやかく申し上げるのではありませんが、かような意味におきまして、先例としてこの諸願についてはお互い委員が考へておく必要があるのではないかと、いふことを意見として申し上げておきます。

○明禮委員 今申し上げましたのは事實を申し上げたのであります。なるほど檢察當局のそれに對してとやかくいふことよりも、政府當局におきまして、かういふような事案に對していかなる取扱ひ、最も公正なる憲法に適合したところの取扱ひをお願いしたいといふ趣旨でやつておるのであります。か、檢察當局が警察のその問題を、か

よりな具體的な事實をあげて、公正なる取扱ひを將來憲法保障のもとにできるやうにといふ諸願であるので、ほかには他意はないつもりであります。○安田委員 ただいまの御説明に、私理論上異つた意見があるのであります。それが、それを申し上げますのは、不必要に時間をとりましますから、申し上げることを遠慮いたしますが、すべて諸願は國會の行動、あるいは國會が政府に對して何らかの命令あるいは要望をなすといふことを要求する抽象的な問題でなければならぬと考へるのであります。具體的な箇々の司法事件についての諸願といふことについては、將來取扱う場合には考慮すべきものであらうといふやうに考へております。

○松永委員長 それでは本件についての一應の審査を終りました。なお盡しませんが、適當の機會に取上げることにいたします。

○松永委員長 次に最高法務廳設置法案について審議を進めます。鐵治良作君

○鐵治委員 御多用中わざ／＼大臣に出てもらつて恐縮ですが、辯護士をやつておいでになつた大臣として、特にお願いしたわけでありまして、御了承をお願いしたいと思います。

檢察事務の取扱ひについては、本法によつて行われるものと考へますが、檢察官の補佐として司法警察官をお使ひになるものと心得ますが、その點についての明文を缺いておるやうであります。この法律によつて、どういふことであるか、その點を

題であります。法案の問題としては適當でないと思ひまして、他の法律に譲つたわけでありまして、殊に檢察の方は、檢察廳法という別な法律があります。その方でもやつております。これはただ内局たる刑事局が檢察局に代るというだけで、一般刑事政策の監督、檢察事務、檢察廳の組織をどうするかといふことを調査研究している部局でございまして、さう御承知願ひたいと思ひます。そこで、司法警察官を使うかといふ問題につきましては、もちろん使ふのであります。それで警察法を制定いたしますときに問題になつたのであります。檢察官が警察官を使うといふことが、警察法の中に規定してあるのも、少し體裁上よくないといふので、刑事訴訟法の方で規定するといふことになりました。檢察官は司法警察官を指揮命令することができ。さうして警察法の方には、就職の實際を命ずる。一切の法律命令に忠實に服して勤務する。もしその宣誓に背いた場合には、制裁を受け、懲戒を受け、免官されることを覺悟する。かういふことになつております。さうしてこれは刑事訴訟法の中に改正案として御審議を煩わすつもりでおりますが、その言ひことを聞かない警察官に對しては、檢察官は、檢察廳長からするが、あるいは檢察正からするが、この點まだ未定であります。公安委員會に向つて懲戒權の發動を要求することができない。また要求に應じなければならぬといふやうにいたす豫定であります。そのほか御承知のように、檢察事務官といふものを一人の檢察官に三人ぐらゐの割合でおきまして、これは司法警察官でなおり足りない、あるいは實

○鈴木國務大臣 それは最も大切な問題であります。それは最も大切な問題であります。それは最も大切な問題であります。

○鈴木國務大臣 それは最も大切な問題であります。それは最も大切な問題であります。それは最も大切な問題であります。

○鈴木國務大臣 それは最も大切な問題であります。それは最も大切な問題であります。それは最も大切な問題であります。

○鈴木國務大臣 それは最も大切な問題であります。それは最も大切な問題であります。それは最も大切な問題であります。

○鈴木國務大臣 それは最も大切な問題であります。それは最も大切な問題であります。それは最も大切な問題であります。

○鈴木國務大臣 それは最も大切な問題であります。それは最も大切な問題であります。それは最も大切な問題であります。

警察官などを使うに不適当であるよ
うな事件について、獨立に捜査と逮捕
とに任せしめる、こういう豫定になつ
ておりますから、ほほ警察活動は遺憾
なきを期し得ると存するのでありま
す。

○綴治委員 ところで承りたいのは、そ
の司法警察官なるものは、官廳のいず
れに属するものでありましようか。

○鈴木國務大臣 通常いふところの警
察官は、自治體警察の警察官は自治體に
屬し、國家司法警察の警察官は國家公
安廳の管轄に属するものであります。

それから司法檢察事務官としての司法
警察官を有する事務官は、檢察總長の
もとにあり、法務總裁のもとにある警
察官であります。

○綴治委員 してみれば、本法におけ
る法務廳のもとにある檢察廳に屬して
おらぬ警察官を借りて使うということ
になるわけだが、そこでわれ／＼多年
の経験で見えております問題は、仕事
をする上においては、監督権はあるか
しらぬが、これに關する任免権、ある
いは平素における監督権はないわけに
なるだらうと思ひます。そこで起る問
題は、警察官が行過ぎをやつたり、今
請願にあつたような事實がありまして
も、前もつてそういうことのないよう
にこれを制し、または不都合のあつ
た場合に、人事權を握つて左右するこ
とがなされないことでありまうから、
この點において非常な不便及び不都合
なる事實が起るだらうと考へます。

が、これに對して司法大臣はいかにお
考へになりますか。

○鈴木國務大臣 仰せの通りであります
して、その點は制度の改革に際して十
分考慮いたしたのであります。遺憾

ながらわれ／＼の要求する司法警察官
を、全的に檢察官の指揮のもとに置
く、身分權もつというところは、い
ろいろな事情で成功しなかつたのであ
ります。そこで妥協的な案として、た
だいま申し上げたようなところに落ち
ついたのであります。檢察の方面とし
ては、できるだけ多く檢察事務官を採
用することにして、警察等の仕事に經
験ある者を檢察事務官に採用すること
によりまして、自分の自由に使うこと
のできる獨立の警察官をもつというこ
とで補充していきたいと考へておりま
す。その人員は、ただいまのところ三
千人を豫定しておりますが、三千人
で足りなければ、さらに増加すること
が可能であると思ひます。

○綴治委員 檢察補佐官の點は、まこ
とに結構だと思ひますが、實際に當
つては、補佐官だけでできるものでは
なからうと思ひます。どうしてもその
ほかの警察官を使わなければならぬと
考へるものであります。ただいま努力
したとおつしやいますから、その點に
關しては敬意を拂ひますが、これは特
に私は鈴木司法大臣に申し上げたいと
思ひます。この主張をいたします

のは、私も辯護士をやりましたけれど
二十七年、八年になります。その以
前にも二十二年も前から、先鋒方がぜ
ひとも司法警察官は行政警察官から離
して使わなければならないという問題が
起つてきておるのであります。ここ
二十年來といふものは、おそく司法
卿における世論であると斷言してはば
からぬと思ひます。殊に辯護

士出身の鈴木さんが司法大臣になられ
る以上は、この警察法の改正並びに法
務廳のできるべき、このときこそ私は

千載一遇の機會だと思ひるのでありま
す。どのような御努力をせられたかは
知らぬが、ぜひともここでこの點を實
現しなければならぬという御熱意があ
るかどうか、またこれに御賛成であり
ましようか、もし司法省で足りないな
らば、他の方面においても助力を求め
るところもなきにしもあらずと思ひま
すが、この點に對する大臣のお考へを
承りたいと思ひます。

○鈴木國務大臣 その點については、
詳細に申し上げることを差控えます
が、まず私は就任の第一聲において、
刑事警察と行政警察と分離し、行政警
察を檢察廳のもとにもつてくるという
ことを宣言したくらいであります。こ
れを實現する努力を拂つた。しかし遺憾
ながら諸種の事情から、その目的を全
般に完遂することができなかった。こ
ういふふうに御了承を願ひたいと思
ひます。

（速記中止）
○松永委員長 速記を始めて。

○綴治委員 お言葉の點、察知はいた
します。これは昨年日本辯護士協
會が主催して、全國辯護士大會を開き
ました。その際にも、同様の議論がまし
た。それは主として共產黨系の諸君か
ら、そういう議論が出たのでありま
す。集中してはおもしろくなからうと
いうようなこと、しかし警察官すべて
を司法檢察廳の部下にするというなら
ば、これはさういふことも考へられま
するが、われ／＼が考へます。これは、
現在實際問題から言つて、下部警察署
における司法主任並びに刑事、あの程
度のものなんです。そのほかの行政を
やつておるものは、これは手を借りる
特別のものを設けてよいが、あれだ

けのものをぜひとも檢察廳の下におく
べきものだ。こういうのでありまし
て、そんなに考へられるほどのもので
はないと考へます。これがまあ反對に
對する辯駁であります。實際問題と
して、この前神奈川縣における選舉違
反の大人權騷擾のあつたとき、檢察官
局で言われたことは、われ／＼が指揮
監督をしたというので、われ／＼に責
任があると言われるが、こつちに任免
権がないやないか。罷免権もないじ
やないか。その罷免権をもたないもの
が、部下がやつたというに對して
責任をとるといふことは、條理に合わ
ぬではないか。檢察當局がやましく
言われたことを記憶しておるのであり
ます。これらの點から考へまして、全
體を司法警察官にするというので
はないから、何とかしてここで改める
ことに――司法當局として盡された
いふならば、議會人であるわれ／＼も
全力を盡してやるべきものではなから
うか。その點に對して、今まではその
機會がなかつたかは知らぬが、この機
會において、政府としての力の足りな
いことでも議會の借りることを私は
進んで司法當局がおつしやつていた
いでもよいではないかと思つておりま
す。これは答辯できないことであらば
いたし方ないが、差支えない限りで、
その點について御答辯を願ひます。

○鈴木國務大臣 お説はともつともで
あります。私としては最大限の努
力をしたつもりであります。ゆえに政
府としては、これ以上努力はいたして
もちよつと見込みがないという形にな
つておりますから、國會の方で、ひと
つ新たな意氣込みをもつて御努力く
ださるということであれば、もとより

結構な次第で、私としてもお願いした
いぐらひであります。それだけお答
え申し上げます。

○綴治委員 さらに承りたいのは、た
だいま地方自治體の警察もしくは中央
警察廳というお言葉を聞きましたが、
なるほど議案はわれ／＼の手もとへ來
ておるかはしませんが、内容に存じ
ません。これはおそく治安及び地方
委員會にかかつておるのであると思
ひます。ところが檢察廳の補助機關と
いふ、檢察事務を取扱わせるといふ任
務をもつてゐる重大なる法案でありま
す。これはその點から考へますれば、
司法委員會へ當然かかるべきものだ
と考へるのであります。一體どこへ行
つておるのか。そして司法委員會にそ
の審議を委ねぬでいいものかどうか。
これは大臣としてはおかしが、この
點について、どなたでもよろしゅうご
ざいますから、お答え願ひたい。

○鈴木國務大臣 これはどうも議會の
方の問題で、政府の問題じやないので
すが、議案をどこへやる、どの委員會
で審議させるといふことは、議長の方
へひとつお問い合わせ願ひたいと思
ひます。できれば合同委員會でも
やつていただければよかつたように思
ひます。今のところ、治安及び地方制度
委員會の方でやつておられますので、
御了承を願ひます。

○綴治委員 大體わかりましたが、そ
れでは司法委員會で審議すべき事項が
あるとお認めになりますかどうか、そ
の點を伺いたい。

○鈴木國務大臣 特に司法委員會でや
らなければならぬとは私、考へませ
ん。結局皆さんも國會議員として、本
會議において審議に参加されるわけ

ありますから、必要があれば地方委員会に出でいて質疑もできるのですから、その一點のために警察法全部をこつちにもつてくる必要はない。警察法は、何といつても治安及び地方委員会の審議に付するに適當な案だと思つて、あたかも法務廳案がこの委員会に託するに適當な案だと思つて、こゝから、これについて、ほかの方に關係があるのもたくさんありますが、それはほかの議員諸君がこゝへ来て質問してくださればいいわけでありまして、必ずしもこゝにかけなければならぬとは考えないわけでありまして。

○鍛冶委員 ことへかける、こゝへもつてこいというのではない。こゝで審議するのが順序ではないか。こゝへもつてこいというのではない。この委員会でも、相當檢察廳に關する問題だから、向うが適當だろと思つて、こゝから、こゝの委員会でもその點を審議することが適當ではないか。こゝういふことなんです。ぜひとも向うをやめて、こゝへもつてこいという意味ではあります。私の質問はこれでよろしゅうございまして。

○松永委員長 それでは議談に入りまして。

○松永委員長 速記を始めてください。この際最高法務廳設置法案に對し、鍛冶委員より修正案が提出されておりますので、鍛冶君の説明を求めます。鍛冶委員。

○鍛冶委員 まだ刷つてないので、便宜私の案を讀上げます。

最高法務廳設置法案中次のように修正する。

一、「最高法務廳設置法」を「法務廳設置法」と改める。

二、本法中「最高法務廳」を「法務廳」と、「最高法務總裁」を「法務總裁」と改める。

三、第一條第二項を次のように改める。

「法務總裁は、法律問題に關し、内閣及び内閣總理大臣及び各省大臣に對し、意見を述べ、勸告を爲し、又はその諮問に答える。」

四、第三條及び第五條中「法務調査意見長官」を「法務調査長官」と改める。

五、第十條第二項第一號中「收集」の項に「並びに檢察局の活動を促すことに關する事項」を加える。

以上であります。

それでは本修正案の理由を説明いたします。本法案の題は、最高法務廳設置法案と出ておりますが、おおよそ最高という言葉のつくのは下級のものがあつて、それがだん／＼上へ上つてきて、これが最後だといふときに、最高といふ言葉を使うものであります。最高と下級のものがなければ、最高といふ言葉を使つても、わが日本の國ではありません。おそろく／＼の事情もありましようが、説明の足りないところ、もしくは日本語のよく了解できぬところから、こゝういふものが出たのだと思つて、また最高といふ國會の名にかけて、また最高といふ國會の名にかけて、かような法案をつくることは最も不名誉なことと思つて、最善を盡してこの案の修正をしなければならぬものと考えます。

なお次に、本條へはいりまして、同じく「最高法務廳」または「最高法務總裁」とありますが、最高法務廳といふ「最高」が要らなければ、最高法務總裁といふ「最高」も同様の理由で要らないものと斷ぜざるを得ませんから、この「最高法務廳」及び「最高法務總裁」は、いすれも「法務廳」及び「法務總裁」と改むべきものと考えるのであります。

次に、第一條第二項の原案を見ますと、「最高法務總裁は、法律問題に關する政府の最高顧問として、内閣並びに内閣總理大臣及び各省大臣に對し、意見を述べ、又は勸告する。」とありますが、この「最高顧問」でありまして、「最高」といふことは、先ほどの説明でわかりますが、この「顧問」といふ言葉は、わが日本では法律上におそろく使われておるところはありません。極密顧問官などという顧問があつたことを覚えておいて、これらはわが日本語の用語からいいたしまして「顧問」といふのは相の手方から問題の相談を受けて、その相談に應じて答へる。換言すれば、消極的の任務をやるものをもつて顧問としておるのであります。そして積極的に仕事をやる者は顧問とは使つておりません。しかるに本法を見ますと、積極的に意見を述べ、または勸告することと、この顧問といふ意味に各省大臣に關して相談を受けたときに、その相談に應じていゝゆる諮問に答へるといふ消極的の任務もはいつておる、兩方はいつておるといふことが、昨日來の質問應答によつて明白になつたのであります。従ひまして、消極のみという觀念をもたせるこの「顧問」といふ字は、かえつて將來において本法解釋の上に疑義をもたせ惑わせるものであります。

から、この最高顧問といふのを除きまして、そして「法律問題に關し内閣總理大臣及び各省大臣に對し、意見を述べ、勸告を爲し、又はその諮問に答へる。」とすれば最も明白になるものと考えるので、ぜひともかゝうに改むべきものだと思つて、

その次は第三條及び第五條にありますが、法務調査意見長官といふ言葉であります。まことにわれ／＼未だかつて聞いたことのない名前でありまして、これもおそろく日本語のよく徹底せないところから現われてきた文字であらうと考えますので、日本語の内容をよく説明し、しこ／＼して、この任務の内容を説明するならば、かようなわれ／＼の常識に反したる言葉を使う必要はないものと考えるのであります。なお調査官とすれば、積極的の意見を述べる權限がないように考へるのじやないかという疑問はあるかも知れませんが、おおよそ調査をするといふ以上は、調査をした結果、自分でその結果を握つておるといふものはないのであります。調査の結果は必ずその報告をし、またはその意見を述べることは當然であります。調査においても各省に調査局といふものがあり、または調査部といふものがあるが、ただ調査をし放して、そこに握つておるといふものはありません。その調査の結果を報告し、それによつて意見を述べるのが當然の任務でありますから、意見といふ言葉を必要は一つもないのでありますから、この點十分關係者に説明して、かような日本語に合わない文字を削除することが最も適當であらうと考へるのであります。

次に第五條の修正點でありますが、

第十條第二項の人權擁護局における事務として、第一號には「人權侵犯事件の調査及び情報収集の事項」となつております。これはまことにわれわれとしては、殊に私が辯護士といひましたのは、双手をあげて歓迎すべき條文でありまして、今まではかような機關がなかつたために、民間における人權擁護機關として日本辯護士協會なるものが設立せられ、こゝに六十一年の歴史をもつて、この任務に活躍してきたのであります。いかにせん、この人權擁護といふことは、この職權事件をみすから捜査し起訴することその任務に當る者が犯す問題であります。従ひまして、みすからの犯したことをみすからがやらなければならぬのだから、これは容易に活動できない。日本辯護士協會が六十一年に餘る歴史をもつておりましたが、その間私が覚えておりますのは二つあるだけでありまして、そのほかかような事實を摘出し、調査し、いゝゆることに調査をし、情報収集をいたして、進んで檢察當局に活動を促したことは、枚舉にいとまのないほど多いのであります。が、取上げておりません。たつた二つわれ／＼は見えております。かような點から考へまして、せつ／＼かくかくのときよいものが法律に現われましたる以上、過去におけるこの弊害を根こそぎなくして、多年のわれ／＼の希望を達成するやうに、ぜひともこゝで實現をしなければならぬと思つて、人權侵犯事件の調査及び情報収集の事項——調査をし情報収集するといふだけでありまして、この調査によつて人權擁護ありと確認したる以

第十條第二項の人權擁護局における事務として、第一號には「人權侵犯事件の調査及び情報収集の事項」となつております。これはまことにわれわれとしては、殊に私が辯護士といひましたのは、双手をあげて歓迎すべき條文でありまして、今まではかような機關がなかつたために、民間における人權擁護機關として日本辯護士協會なるものが設立せられ、こゝに六十一年の歴史をもつて、この任務に活躍してきたのであります。いかにせん、この人權擁護といふことは、この職權事件をみすから捜査し起訴することその任務に當る者が犯す問題であります。従ひまして、みすからの犯したことをみすからがやらなければならぬのだから、これは容易に活動できない。日本辯護士協會が六十一年に餘る歴史をもつておりましたが、その間私が覚えておりますのは二つあるだけでありまして、そのほかかような事實を摘出し、調査し、いゝゆることに調査をし、情報収集をいたして、進んで檢察當局に活動を促したことは、枚舉にいとまのないほど多いのであります。が、取上げておりません。たつた二つわれ／＼は見えております。かような點から考へまして、せつ／＼かくかくのときよいものが法律に現われましたる以上、過去におけるこの弊害を根こそぎなくして、多年のわれ／＼の希望を達成するやうに、ぜひともこゝで實現をしなければならぬと思つて、人權侵犯事件の調査及び情報収集の事項——調査をし情報収集するといふだけでありまして、この調査によつて人權擁護ありと確認したる以

第十條第二項の人權擁護局における事務として、第一號には「人權侵犯事件の調査及び情報収集の事項」となつております。これはまことにわれわれとしては、殊に私が辯護士といひましたのは、双手をあげて歓迎すべき條文でありまして、今まではかような機關がなかつたために、民間における人權擁護機關として日本辯護士協會なるものが設立せられ、こゝに六十一年の歴史をもつて、この任務に活躍してきたのであります。いかにせん、この人權擁護といふことは、この職權事件をみすから捜査し起訴することその任務に當る者が犯す問題であります。従ひまして、みすからの犯したことをみすからがやらなければならぬのだから、これは容易に活動できない。日本辯護士協會が六十一年に餘る歴史をもつておりましたが、その間私が覚えておりますのは二つあるだけでありまして、そのほかかような事實を摘出し、調査し、いゝゆることに調査をし、情報収集をいたして、進んで檢察當局に活動を促したことは、枚舉にいとまのないほど多いのであります。が、取上げておりません。たつた二つわれ／＼は見えております。かような點から考へまして、せつ／＼かくかくのときよいものが法律に現われましたる以上、過去におけるこの弊害を根こそぎなくして、多年のわれ／＼の希望を達成するやうに、ぜひともこゝで實現をしなければならぬと思つて、人權侵犯事件の調査及び情報収集の事項——調査をし情報収集するといふだけでありまして、この調査によつて人權擁護ありと確認したる以

第十條第二項の人權擁護局における事務として、第一號には「人權侵犯事件の調査及び情報収集の事項」となつております。これはまことにわれわれとしては、殊に私が辯護士といひましたのは、双手をあげて歓迎すべき條文でありまして、今まではかような機關がなかつたために、民間における人權擁護機關として日本辯護士協會なるものが設立せられ、こゝに六十一年の歴史をもつて、この任務に活躍してきたのであります。いかにせん、この人權擁護といふことは、この職權事件をみすから捜査し起訴することその任務に當る者が犯す問題であります。従ひまして、みすからの犯したことをみすからがやらなければならぬのだから、これは容易に活動できない。日本辯護士協會が六十一年に餘る歴史をもつておりましたが、その間私が覚えておりますのは二つあるだけでありまして、そのほかかような事實を摘出し、調査し、いゝゆることに調査をし、情報収集をいたして、進んで檢察當局に活動を促したことは、枚舉にいとまのないほど多いのであります。が、取上げておりません。たつた二つわれ／＼は見えております。かような點から考へまして、せつ／＼かくかくのときよいものが法律に現われましたる以上、過去におけるこの弊害を根こそぎなくして、多年のわれ／＼の希望を達成するやうに、ぜひともこゝで實現をしなければならぬと思つて、人權侵犯事件の調査及び情報収集の事項——調査をし情報収集するといふだけでありまして、この調査によつて人權擁護ありと確認したる以

第十條第二項の人權擁護局における事務として、第一號には「人權侵犯事件の調査及び情報収集の事項」となつております。これはまことにわれわれとしては、殊に私が辯護士といひましたのは、双手をあげて歓迎すべき條文でありまして、今まではかような機關がなかつたために、民間における人權擁護機關として日本辯護士協會なるものが設立せられ、こゝに六十一年の歴史をもつて、この任務に活躍してきたのであります。いかにせん、この人權擁護といふことは、この職權事件をみすから捜査し起訴することその任務に當る者が犯す問題であります。従ひまして、みすからの犯したことをみすからがやらなければならぬのだから、これは容易に活動できない。日本辯護士協會が六十一年に餘る歴史をもつておりましたが、その間私が覚えておりますのは二つあるだけでありまして、そのほかかような事實を摘出し、調査し、いゝゆることに調査をし、情報収集をいたして、進んで檢察當局に活動を促したことは、枚舉にいとまのないほど多いのであります。が、取上げておりません。たつた二つわれ／＼は見えております。かような點から考へまして、せつ／＼かくかくのときよいものが法律に現われましたる以上、過去におけるこの弊害を根こそぎなくして、多年のわれ／＼の希望を達成するやうに、ぜひともこゝで實現をしなければならぬと思つて、人權侵犯事件の調査及び情報収集の事項——調査をし情報収集するといふだけでありまして、この調査によつて人權擁護ありと確認したる以

上、これによつて活動する機關に活動を促すということが缺けておるのであります。あるいはこれだけのものがあるということになれば、同じ官廳である最高法務廳においてやられたことであるから、當然その調査に基いて、この任に當るべく檢察局で活動するであらうというような議論もありました。一應その點は受取られるようでありますが、先ほど申し上げたように、活動しようとする檢察當局もしくはその手下であつた、具體的に言へば指揮監督をしておる司法警察官のやつた人権蹂躪を取上げるのでありますから、單に調査をし収集しておるだけでは、その實績のあがらないことは、過去における経験において、われわれは明々白々だと思います。ここにおいて、あるいはなくともよいかはしれぬが、これだけのことをやつた以上は、さらにこれだけの事實があるとすれば、檢察當局に活動を促すということも、ここでやらなければならぬということも、明記しておかなければ、せつかくこの條文を入れた効果がでてこないであります。司法委員であられる皆さんは、ほとんど辯護士であられました、過去の経験において、すいぶんいやになるほど知つておられることだと思ふ。私一人が日本辯護士協會に關係してかようなことをやつておつたのじやありませんから、この點は十分おくみとりくださいまして、あるいは蛇足の感あるかはしませんが、過去の實績及び檢察局の實情に鑑みまして、この點を明白にすることを、せひとも入れていただきたい。かように考えるものであります。

以上簡單であります、修正案に對する理由を申し述べます。

○松永委員長 本案に對する討論にはあります。石川金次郎君。

○石川委員 最高法務廳設置法案について、社會黨を代表して意見を申し上げます。綴治委員より提出せられました修正案につきましては、その提案の理由を承りました。しかし見解を異にするものがございますので、修正案に賛成いたしかねます。すなわち修正案には反對いたしましたして、政府の提出いたしました原案に賛成するものであります。

○松永委員長 中村俊夫君。

○中村(俊)委員 私は民主黨を代表いたしまして、ただいま修正なされました修正案に反對の意を表し、原案に賛成をいたします。その理由は、字句の訂正につきましては、いろいろと議論もできるだらうと思ひますけれども、提案の内容に、何ら影響もなく、また強いてこれを訂正しなければならぬという必要を認めないと考へております。内容の修正に關する點につきましても、原案の内容でその目的が達せられることだと考へます。従ひまして、冒頭に述べたような意見で修正案に反對し、原案に賛成いたします。

○松永委員長 大島多蔵君。

○大島(多)委員 私は國民協同黨を代表いたしまして、本案に對して意見を述べたいと思ひます。

本法案は、新憲法の施行に伴ひまして、從來の司法省のあり方が、當然變更さるべき要請のもとに立案されたものであります。適當なるものと、私は考へる次第であります。自由黨の修正案に對しましては、一應ごつともな點もありますが、第五の修正點を除

けば、他はほとんど單なる字句の修正であります。これはここに改めて修正を必要とするほどのこともないと思ひますし、また第五の修正點につきましては、從來の行き方からいたしますと、あるいは綴治君から御説明のあつたような心配もありますけれども、將來におきましては、ほとんどそういう心配はないだらうと、私はこう考へまして、強いて修正を必要とするとは思わぬ次第であります。以上の點からいたしまして修正案に反對いたし、原案を支持する次第であります。

○松永委員長 本日はこれにて散會いたします。明日は午後一時より開會いたします。

午後五時三分散會

昭和二十三年一月二十二日印刷

昭和二十三年一月二十三日發行

衆議院事務局

印刷者 印刷局